

## 安芸高田市まちづくり委員会 新しい委員が決まりました

まちづくり委員会では、各町地域振興連合組織に推薦された委員が、市民のみなさまの住みよいまちづくりについて様々な角度から議論などを行います。

### 《任期》

令和3年3月31日まで

#### ■吉田町地域振興会連絡協議会

いまだ もとよし 今田 基良(副委員長) かきうえ まさひろ 新崎 妙子  
いのうえ まさき いわた なおふみ 井上 正樹 岩田 尚文

#### ■八千代町振興会連絡協議会

くぼの てつや おおしも よしはる むかい ひろあき 久保野 哲也(副委員長) 大下 嘉治 向井 博昭  
おきた かずよし あおはら みちこ 沖田 一吉 青原 美智子

#### ■美土里町地域運営協議会連合会

おかがわ もとはる ひじりかわ みつあき かくだ たかし 岡川 元春(副委員長) 聖川 光昭 角田 考志  
しみず かずひこ すみひろ みえ 清水 一彦 住広 美江

#### ■高宮町地域振興会連絡協議会

つじこま けんじ おかだ ちさと 辻駒 健二(委員長代理・副委員長) 岡田 千里  
しみず いわお ようた ただし あきくに みつる 清水 盤 用田 正 秋國 満

#### ■甲田町地域振興連合会

めいき かずよし たにぐち きょういち いまむら よしたけ 明木 一悦(委員長) 谷口 恭一 今村 佳岳  
おおすみ なな しもはら やすお 大隅 奈々 下原 康男

#### ■向原町地域振興会連絡協議会

しょうだ けんじ みかみ のぶゆき わたなべ まこと 正田 建二(副委員長) 三上 信行 渡辺 誠  
みぞうえ え つつみ やすこ 溝上 さな江 堤 裕子

問事務局(地方創生推進課まちづくり支援係)担当:岡本・立川

☎・お太助フォン 42-2124 📠 42-4376

## 屋外広告物の安全点検

### 📌 ！ 屋外広告物

常時、または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの(立看板や広告塔、建物の壁面を利用して表示された広告等)

市内にも屋外広告物が多数設置されていますが、近年老朽化や適切に管理されていないことによる落下など、全国的に事故が多発しています。

屋外広告物を設置している方は、落下などの事故を防ぐため、定期的に点検を行い安全管理に努めてください。

問管理課 建設管理係 担当:力石

☎・お太助フォン 47-1201 📠 47-1206

## 子どもインフルエンザ助成対象 高校3年生まで拡大

インフルエンザへの感染を予防し、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、助成対象を高校3年生まで拡大しました。

### 《対象者》

- ・接種当日に本市に住所がある方
- ・生後6か月から高校3年生までの方

### 《対象接種期間》

令和元年10月1日(火)～令和2年1月31日(金)

### 《助成額》

千円/接種1回(1人2回まで)

※接種1回の自己負担額が千円以上の場合のみ助成の対象になります。

### 《申請方法》

予防接種を受けた後、健康長寿課健康推進係または各支所に領収書等を添えて申請してください。

### 《申請時必要書類等》

- ・印鑑 ・保護者の口座番号がわかるもの
- ・領収書(原本)
- ・予防接種を受けたことがわかるもの(領収書にインフルエンザ予防接種の費用である旨が記載されている場合は不要)

### 《申請期限》

令和2年3月31日(火)

問健康長寿課 健康推進係 担当:中迫

☎・お太助フォン 42-5633 📠 47-1282

## 吉田税務署 一部業務を業務処理センターで行います

これまで税務署で行っていた申告書の入力などを、10月から広島西税務署内「広島国税局管内広島業務処理センター」で行います。

納税者へのお尋ね文書の発送や電話による書類の提出要請などは、9月から上記業務処理センターで実施しています。

所轄の税務署を変更するものではありませんが、今後は「業務処理センター」へ書類等の提出をお願いすることがありますのでご理解とご協力をお願いします。

問吉田税務署

☎ 42-0008(自動音声案内)

## 在宅育児世帯支援給付金支給事業

### 📌 ！ 在宅育児世帯支援給付金支給事業

家庭で、生後6か月から1歳6か月未満の乳児を保育する保護者に対して、乳児1名につき月2万円の給付金を年3回(7月・11月・3月)支給する事業

平成30年6月から、幼児が保護者と過ごす時間を増やし、家族やふるさとに対する愛着を深めることを目的とした「在宅育児世帯支援給付金事業」を、市独自の取り組みとして実施しています。

### 《申請》

原則、乳児が対象月齢になった世帯へ申請書類を送付しています。支給条件に該当するにも関わらず、申請書類が届いていない場合は、子育て支援課保育係まで連絡してください(原則申請月から支給)。

### 《対象乳児》

- ・生後6か月から1歳6か月未満
- ・市内に住所があり実際に市内に居住している
- ・保育所(園)等に入所していない

### 《支給対象》

#### ■乳児の父、または母の場合

- ・市内に住所があり、家庭で子育てをしている
- ・育児休業給付金、手当等を受給していない

#### ■乳児の祖父、または祖母の場合

- ・市内に住所があり、同一世帯の父母に代わり乳児を家庭で子育てをしている
- ・乳児の父及び母の就業状況が、乳児が保育所(園)などに入所する条件を満たしている

※以下の場合には支給できない場合があります

- ・支給対象者が生活保護法の保護を受けている
- ・里帰り出産等で一時的に本市に住所がある
- ・支給対象者世帯および乳児世帯が市税等を滞納している



問子育て支援課 保育係 担当:小笠原

☎・お太助フォン 47-1283 📠 42-2130

## 建設業退職金共済制度

### 📌 ！ 建設業退職金共済制度

中小企業退職金共済法に基づき、建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度

この制度は、事業主が労働者の働いた日数に応じて掛け金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金が支払われる業界全体での退職金制度です。

- ・国の制度なので安全、確実です。
- ・経営事項審査で加点評価の対象となります。
- ・掛け金の一部を国が負担します。
- ・掛け金は事業主負担ですが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- ・事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

### 《対象》

事業主:建設業を営む方  
労働者:建設業の現場で働く方

《掛け金》 310円/日

### 《特例措置》

地震等により災害救助法が適用されたみなさまに対し、各種手続きの特例措置を実施しています。

### ■事業主のみなさまへ

- ・共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼り付けてください。
- ・「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

建退共ホームページ

問建退共広島県支部 ☎082-221-0138

